

鶴岡市保健行動計画

1. 計画策定の趣旨

平均寿命の延伸と急速な出生率の低下に伴って高齢化が進み、いわゆる超高齢社会を迎える中で、心身ともに健やかで心豊かな生活を送るため、重症化の予防、年代に応じた健康づくり、社会生活機能の維持が重要になっています。このような健康づくりにおける「市民」「地域」「行政」の指針となるのが保健行動計画です。

国は、平成 24 年 7 月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を示し、「健康日本 21」を推進しており、県は今年 3 月に健康増進計画、がん対策推進計画、歯科保健計画を集約した「健康やまがた安心プラン」を策定しました。

本市は平成 20 年度から第二次保健行動計画に取り組み、平成 23 年度に「市民の健康意識・行動に関する調査」を実施し、目標値の評価を行いました。その結果、目標値 50 項目のうち 25 項目で改善がみられました。この調査報告や目標値の評価を受けて、平成 25 年 3 月に新たな第三次保健行動計画を策定しました。

2. 基本理念

「一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすまち鶴岡」の実現

3. 全体目標

「健康寿命の延伸」

平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の差の短縮に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。健やかな高齢者が増えることは、地域の活性化に資するのみならず、地域活動の担い手の増加にもつながります。また、今後の医療・介護の市民負担の軽減も期待されます。

4. 基本的な方向

「生活習慣及び社会環境の改善」と「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」を基本的な方向と定め、「個人の取り組み」「地域の取り組み」「行政の取り組み」を柱に、目標値（別紙）を設定して計画を推進します。

5. 計画の目標年度

平成 30 年度を目標年度とし、平成 25 年度からの計画としています。

6. 進行管理と評価

健康課が進行状況を管理し、毎年度、「鶴岡市健康なまちづくり推進協議会」に取り組み状況や改善成果を報告し、ご意見をいただき、翌年度以降の施策に反映します。また、計画の最終年度を目途に最終評価を行います。

鶴岡市母子保健計画

1. 計画策定の趣旨

母子保健施策は母子保健法（昭和40年制定。法律第141号）に基づき推進してきました。平成8年5月、厚生省児童家庭局母子保健課長通知により、市町村で母子保健計画を策定するよう努力義務として位置づけられ、（法規定はない）9割の自治体が策定しました。本市では、これまで第一次を平成9年、第二次を平成14年、第三次を平成20年に策定しています。

関係法では、「次世代育成支援対策推進法」「健やか親子21」「鶴岡市総合計画」「鶴岡市保健行動計画」があり、整合性を図っています。

2. 基本理念

「親子がともに育ちあい 心豊かに健やかな成長ができるまちづくり」

3. 基本的な方向

「妊娠・出産が安心してできる」、「障害があっても健やかに成長、発達できる」、「病気を未然に防ぐための保健医療サービスや地域の支援がある」等を基本的な方向と定め、「個人の取り組み」「地域の取り組み」「行政の取り組み」を柱に、目標値設定して計画を推進します。

4. 計画の目標年度

平成30年度を目標年度とし、平成25年度からの計画としています。

5. 進行管理と評価

健康課が進行状況を管理し、毎年度「すこやかな子どもを生ま育てるネットワーク推進委員会」等に取り組み状況や改善状況を報告し、翌年度以降の施策に反映します。また、計画の最終年度に最終評価を行います。